

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定粉じん排出等作業の計画変更命令
概要	特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第18条の16
処分基準	大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	